

〈緊 急 要 請〉

法 務 大 臣 平岡 秀夫 様 FAX03-3592-7393  
厚 生 労 働 大 臣 小宮山洋子 様 FAX03-3502-6488  
大 阪 労 働 局 長 西岸 正人 様 FAX06-6941-0902

過労死企業名情報公開訴訟  
平成23年11月10日大阪地裁判決に対して  
控訴しないで下さい

家族を過労死で亡くした遺族らの願いを背に、全国過労死を考える家族の会代表世話人寺西笑子さんが原告となって、大阪労働局管内で過労死した従業員のいる企業名の公開を求めた情報公開訴訟について、平成23年11月10日、大阪地方裁判所は、企業名を不開示とした大阪労働局長の決定を取り消し、原告の全面勝訴の判決を言い渡しました。

本判決は、国民主権の下、行政文書は公開されることが原則であるとした上で、過労死を発生させた企業名の公開により、被災労働者の方の保護に支障が生じないこと、公表により当該企業に不利益が生じる蓋然性が存在しないこと、また、公開により労災保険事業の適正な遂行に支障が生じないことを明言した、市民一般の感覚と一致する判決です。

本判決が確定することで、今後、我々生活者自身がこれまで以上に、行政と共に、過労死を許さない、過労死を出さない社会づくりに取り組むことができます。

どうか本判決を真摯に受け止め、控訴をしないで下さい。

そして、過労死によって亡くなる労働者、家族を過労死で亡くす遺族をこれ以上増やさないで下さい。私たちは、皆様方行政機関に期待をしています。

2011年11月 日

住 所

要請者氏名(団体名・代表者名)